

小売物価統計調査における調査市町村交替について（概要）

調査市町村の交替の必要性

家計調査において、平成20年標本改正に当たり、近年の市町村合併の進展を踏まえ、層の見直しを伴う大規模な改正が行われた。



小売物価統計調査において、家計調査の新しい層に合致（新層から各1市町村を選定）するよう、調査市町村の見直しが必要となった。

平成14年7月1日現在市町村数：3,219市町村
平成19年4月1日現在市町村数：1,805市町村

調査市町村交替の概要

1. 調査市町村の交替

旧調査市町村を継続：130市町（地区設定替えを行う44市を含む）

旧調査市町村を廃止：37市町村

調査市町村の新設：37市町

【小売物価統計調査の調査市町村選定の原則】

- ・家計調査の標本抽出における層の各層につき1市町村を選定。
- ・調査の継続性及び層内での代表性（人口、小売店舗数、売上総額などによる）を考慮して選定

【今回の調査市町村選定の方法】

- 新しい層内に1つの旧調査市町村しか存在しない場合
旧調査市町村を継続する。（代表性についても考慮する）
- 新しい層内に複数の旧調査市町村が存在する場合
層内をより代表し得る旧調査市町村を継続する。
- 新しい層内に旧調査市町村が存在しない場合
層を代表し得る市町村を調査市町村として選定する。

2. 新層化基準に対応した調査地区数、調査品目数の調整

家計調査の層における小都市A以上の市町村数の増加により、現行の調査地区数等の割り当て基準では、小売物価統計調査全体の調査地区数等が増加し、現在の調査規模では対応できなくなる。そのため、調査地区数、調査品目数の調整を行う。

(1) 都市階級別調査地区数の改正

中都市以上の市については、現状の調査地区数を維持

小都市A及び小都市Bについては、調査地区数を削減

政令指定都市については、調査地区数の区分を新設

	(旧)	(新)
・政令指定都市	8地区	8地区〔すでに政令市である調査市町村(100万人規模都市)〕 6地区〔今回新たに政令市となった調査市町村-(80万人規模都市)〕 (-新潟市,静岡市,浜松市,堺市の4市)
・中都市	4地区	4地区
・小都市A	3地区	2地区
・小都市B	2地区	1地区

(2) 都市階級別調査品目数の改正

中都市以上の市については、現状の調査品目数を維持

小都市 A 及び小都市 B については、調査品目数を削減

	(旧)	(新)
・小都市 A	239 品目 (調査区分：無印,)	207 品目 [32 品目 (調査区分「 」品目数分)] 無印,)
・小都市 B	207 品目 (調査区分：無印,	140 品目 [67 品目 (調査区分「 」品目数分)] 無印)

品目：市において調査する品目・銘柄（小都市 B で調査しなくなる品目）

まぐろ、かつお、たい、ぶり、あさり、かき（貝）、たらこ、しらす干し、ししゃも、チーズ、ピーマン、えのきだけ、こんぶ、納豆、はくさい漬、レモン、マヨネーズ、あめ、落花生、ポテトチップス、おにぎり、野菜サラダ、コーヒー、ビール（外食）、自動炊飯器、電気冷蔵庫、電気掃除機、電気アイロン、目覚まし時計、蛍光灯器具、たわし、蛍光ランプ、ラップ、背広服、背広服、男子ズボン、男子ズボン、男子コート、スカート、スカート、男児ズボン、女児スカート、女児スカート、男子セーター、婦人セーター、婦人セーター、野球帽、パンティストッキング、男子靴、婦人靴、運動靴、運動靴、子供靴、婦人草履、婦人サンダル、靴修理代、ビタミン剤、ドリンク剤、体温計、自転車、テレビ修理代、人形、シャンプー、歯磨き、通学用かばん、腕時計、時計修理代

品目：人口 5 万以上の市において調査する品目・銘柄（小都市 A で調査しなくなる品目）

さけ、えび、かまぼこ、かつお節、ヨーグルト、れんこん、ながいも、さやいんげん、生しいたけ、しめじ、メロン、アイスクリーム、ゼリー、インスタントコーヒー、板ガラス取替費、ふすま張替費、塀工事費、ガステーブル、ルームエアコン、洋掛布団、毛布、敷布、布団カバー、台所用密閉容器、ネクタイ、ビタミン剤、紙おむつ、車庫借料、筆入れ、グローブ、男子洋傘、ハンドバック